

## 水道用液体苛性ソーダ（24%） 購入依頼書

### 1 適用範囲

本仕様書は、水道用液体苛性ソーダ（24%）の購入に適用する。なお、作業に当たっては、このほか、京都市上下水道局契約規程、日本水道協会（JWWA）の規格などに基づくものとする。

### 2 購入仕様

本仕様書に基づき納入する製品は、次の(1)、(2)の品質規格に適合すること。

なお、20kg入/箱の形態とする。

- (1) JWWA K 122:2005 に基づく試験方法により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

項目	規格
外観	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム(NaOH)	24%以上
塩化ナトリウム(NaCl)	1.5%以下

- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令」の第1条第16号に適合すること。ただし、設定最大注入率は100mg/Lとする。

### 3 納入場所

京都市西京区大枝東長町3番地61 洛西配水場

### 4 納入数量

納入数量は、10箱とする。

### 5 納入作業

納入に関し、細心の注意を払うこと。また、空箱について、後日納入場所に回収に来ること。

### 6 疑義

仕様書などに関し疑義ある場合は、その都度京都市上下水道局職員の説明を受けておくこと。

なお、契約決定後に疑義を生じた場合は、その都度京都市上下水道局（以下、「発注者」という。）と協議して定める。

### 7 法令などの遵守

受注者は、作業に当たり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する

法律（廃棄物処理法）、道路交通法、公害関係法規、職業安定法、及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示等に従うこと。

## 8 受注者の負担

仕様書などに定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- (1) 仕様書などに明記されていない事項でも、当然必要な費用
- (2) 各種の試験、検査等に必要な費用
- (3) 発注者の施設及び第三者などに損害を与えた場合、原形に復旧する費用並びに補償
- (4) 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用

## 9 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者に、その責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

- (1) 受注者が、発注者の指示に従わないとき
- (2) 受注者に、作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき
- (3) 納入品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障を生じた場合又は生じるおそれがある場合に、発注者からの改善指示に正当な理由なく直ちに従わないとき
- (4) その他、必要を生じたとき

## 10 提出書類

受注者は、次の書類を発注者に提出し、承諾を受けること。

- (1) 分析試験成績書 1部  
2(2)を証明する公的機関又はそれに準じる機関発行の分析試験成績書。
- (2) 認証登録証(写) 1部  
( (社)日本水道協会品質認証センターの認証品である場合)
- (3) その他必要書類 1式  
納入時、次の書類を発注者に提出すること。
  - ア 納品書 1部  
納入数量を含む。受注者名等が明記してあること。
  - イ 分析試験成績書 1部  
納入品の製造ロットごとの分析試験成績書を提出すること。  
分析項目は、2(1)に示すものとする。
  - ウ その他発注者の指示する資料 1式上記(1)(2)に関しては契約決定後直ちに提出すること。

## 1.1 検査事項

### (1) 規格検査

受入時、必要に応じて発注者において、規格検査を行う。検査は、この仕様書及び JWWA K 122:2005 に基づいて行うこととする。試料は納入の際、納入場所で適量を採取したものとする。

### (2) 検査不合格

規格検査で不合格となった場合は、受注者の責任において当該契約の既納入品を全て搬出し、速やかに全量を合格品と交換すること。